

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・総合評価方式（標準型）
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度
- ・入札時積算数量書活用方式
- ・週休2日工事（発注者指定方式）
- ・島根県営繕工事における快適トイレ設置要領対象工事
- ・島根県営繕工事における資材価格変動に対する特例措置対象工事
- ・島根県営繕工事等情報共有システム実施要領（発注者指定工事）
- ・島根県営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱い
- ・積算疑義申立対象工事

令和8年10月15日

島根県知事 丸山 達也

記

- 1 担当部局 島根県総務部営繕課企画係 TEL0852-22-5223 FAX0852-22-6199
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

2 入札に付する事項

工 事 名	浜山公園陸上競技場メインスタンド増築 外（建築）工事 （以下「本件工事」という。）	工 事 概 要	浜山公園陸上競技場メインスタンド RC 造一部 S 造 4F、延べ面積 5,629.07m2 ・メインスタンド増築工事一式 （RC 造 1F、延べ面積 562.1m2） ・エレベーター棟増築工事一式 （S 造 2F、延べ面積 29.7m2） ・既存メインスタンド内外装改修工事一式 ・電光掲示板更新に伴う外装改修工事一式
工 事 場 所	出雲市大社町北荒木 地内		
予 定 工 期	令和10年6月30日		
予 定 価 格	1,051,783,000 円 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）		
支 払 条 件	前金払 現場説明書追加事項3（1）による。 部分払 令和8年度 無し 令和9年度 有り 4回以内 令和10年度 無し ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。（契約後の変更は不可。）		
契約保証金	契約金額の100分の10以上。		
入札保証金	免除する。		

低価格落札者との 契約に係る措置	調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、契約保証金は契約金額の 100分の30以上とし、前金払の割合は契約金額の100分の20以内とする。
---------------------	--

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和7、8年度島根県建設業有資格者名簿に登録され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

特別共同企業体	構成員の数及び組み合わせ	第1グループ1社、第2グループ1社、第3グループ1社	
	構成員の 営業年数	建築一式工事の許可を受け5年以上又は相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められること。	
	出資比率	すべての構成員が20%以上の出資比率であること。	
	代表者	第1グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。	
	有効期限	認定の日から本件工事の完成後12ヶ月を経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本件工事の契約が締結された日までとする。	
工事種別	一般建築工事	点 数 等	第1グループ 建築一式工事のA等級で総合点数が1,150点以上の者
建設工事の種類	建築一式工事		第2グループ 建築一式工事のA等級で総合点数が950点以上の者 第3グループ 建築一式工事のA等級で総合点数が950点以上の者
許可業種	建築工事業	許可区分	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を有すること。
営業所所在地	建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。		
施工実績	【第1グループ】 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として受注した以下の工事で、完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。 - 発注者：公共、民間を問わない。 - 建設工事の種類：建築一式工事 - 実績の内容：元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（20%以上の出資比率で参加したものに限る。）として受注し、平成23年度以降に完成した1契約で税込み最終金額が5億7,000万円以上の建築一式工事で、非木造の建築物に係るもの（解体工事を除く。） ※平成23年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。 ただし、下記「その他 エ」に示す関係のある者と契約した工事の実績は除く。 ※工事が、島根県総務部（企業局及び病院局契約を含み、企業局及び病院局発注工事は除く。）、農林水産部、土木部の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が70点未満のものは対象としない。 ※経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。 【第2グループ】		

	実績を問わない。 【第3グループ】 実績を問わない。
工 事 成 績	ア 島根県土木部等発注工事のうち、令和7年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。 イ 島根県土木部等発注工事のうち、令和7年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績はないが、令和6年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合は、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。 ※上記ア、イについて、 ・工事成績評定通知書（写）など確認資料の添付は不要とする。 ・工事が1件の場合には、その工事成績評定点により判断する。 ・元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上）として契約した工事を対象とする。 ウ 令和7年度及び令和8年度に完了した島根県土木部等発注工事又は令和7年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が70点以上であること。
配置技術者	次の基準を満たす監理技術者及び主任技術者（以下「配置技術者」という。）を本件工事に専任で配置できること。 なお、代表者は監理技術者を、その他の構成員は主任技術者を配置できること。 本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当する場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。 ア 監理技術者 1名（第1グループ） ・一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 主任技術者 1名（第2グループ） ・一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 主任技術者 1名（第3グループ） ・一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定したものをいう。 イ 専任で配置する配置技術者は、本件工事の競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。 ウ 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。 <u>なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。</u> エ 資格確認資料提出時に配置技術者が他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和9年4月10日（以下「指定日」という。）以前である場合、現場専任の配置技術者として

	申請できるものとする。 また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。 ※他工事に従事中の技術者等とは、専任・非専任を問わず、コリンズ登録されているか又は他工事の発注者に配置を届け出ている技術者等をいう。 オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。 なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。 カ 資格確認資料提出期限後、病休、死亡又は退職等の真にやむを得ない場合（以下「真にやむを得ない場合」という）により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。 落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは真にやむを得ない場合に限る。 なお、落札後において、配置技術者の専任配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。 キ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書並びに建設業法第26条の5の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
低入札価格調査対象工事における配置技術者の増員	ア 監理技術者または主任技術者が現場代理人を兼務することはできない。 イ 本件工事の落札者が、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第16条第4号に該当する者である場合は配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任（本件の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。）で配置しなければならない。 ウ 配置予定技術者及び増員する技術者に専任特例1号、2号、営業所技術者等の兼務の緩和対象工事の適用を受ける監理技術者等を配置することは認めないものとする。 エ 配置予定技術者及び増員する技術者は、引き続き3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。
そ の 他	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 島根県における県税の滞納がない者であること。 ウ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。 エ 特別共同企業体の構成員と他の特別共同企業体の構成員との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。ただし、基準に該当する者の全てが、特別共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。 ①資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

	(1) 親会社と子会社の関係にある場合 (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ②人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 (3) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取り扱う。 オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
--	--

4 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては「島根県電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く9時00分～17時00分までなので、注意すること。（「資格確認資料」、「総合評価技術資料」、「工事費内訳書」を添付する際にはファイル名の一部に会社名（略称可）を入れるよう協力すること。）

なお、電子入札によりがたい者は、島根県電子入札運用基準（受注者用）第6で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5 競争参加資格に関する事項

(1) 提出する書類

入札参加を希望する特別共同企業体の代表者は、電子調達システムにより資格確認資料を提出しなければならない。（写しも可）

なお、資格確認資料はPDF形式とすること。

資格確認資料	ア 工事実績確認資料 ①公共工事の場合 以下の（ア）から（エ）の中から、記3「施工実績」の【第1グループ】に該当することが分かるものを提出すること。また、<u>その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事成績評定通知書（写）を添付すること。</u>（ただし、工事成績評定対象外の工事を除く） （ア）コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る）。 （イ）発注者が作成したもので、記3「施工実績」の【第1グループ】に該当することが分かるもの。
--------	--

	(ウ) 発注者が証明したもので、記3「施工実績」の【第1グループ】に該当することが分かるもの。(写しも可) (エ) 解体工事など、本工事において求める工事实績以外の工事が含まれている工事を実績として提出する場合は、求めている工事实績部分の工事金額が確認できる資料を添付すること。 (例：工事種別毎の工事費一覧、工事費内訳書等) ※(ア) から(エ) の複数資料の組み合わせも可 ②公共工事以外の場合 以下の(ア)(イ)の中から、記3「施工実績」の【第1グループ】に該当することが分かるものを提出すること。 (ア) 請負契約書、仕様書、図面等で最終的な工事实績が確認できるもの(写) (イ) 解体工事など、本工事において求める工事实績以外の工事が含まれている工事を実績として提出する場合は、求めている工事实績部分の工事金額が確認できる資料を添付すること。 (例：工事種別毎の工事費一覧、工事内訳書等) ※(ア)(イ) の複数資料の組み合わせも可 イ <u>配置技術者届</u> 以下の資料を添付すること。 (ア) 記3「配置技術者」アの資格が確認できる資料(資格証明書、監理技術者資格者証等) <u>※監理技術者として配置する場合、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。</u> (イ) 技術者との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(「所属会社の雇用証明書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」及び監理技術者資格者証」等) (ウ) 現在従事中の工事がある場合は、指定日以前に配置を外れることが確認できる以下の資料をいずれか一つ添付すること。 【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】 ・コリンズの「登録内容確認書(写)」 ・発注者に提出した従事中工事の工程表(コリンズ登録が無い場合に限る。) 【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】 ・実地竣工が確認できる書類 ・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書 ウ 業態調書(様式第2号)(該当がない場合はその旨記載すること) エ 特別共同企業体に関する書類 (1) 委任状(様式第4号) (2) 特別共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第5号) (3) 特別共同企業体協定書(様式第6号)(写) (4) 各構成員の経営規模等評価結果通知書(写)及び総合評定値通知書(写)(最新のもの)
--	---

(2) 資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和8年10月16日 9時00分 ～ 令和8年11月5日 16時00分
資格確認資料の提出について	競争参加資格の確認は、提出締切期限をもって行うものとし、その結果は電子調達システムにより令和8年11月16日までに通知する。

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降は真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

また、真にやむを得ない場合により配置予定技術者の変更又は差し替えをする場合、変更又は差し替え後の配置予定技術者は変更又は差し替え前の配置予定技術者と評価点が同等以上の者でなければならない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。

6 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び配分点

評価項目		配分点 (最大点)
1 技術提案	1－①コンクリート工事の品質向上	3
	1－②工事中の環境対策	3
	1－③工事中の安全対策	3
2 企業	2－①過去5年間に完成した工事成績評定値	5
	2－②平成28年度から入札公告日前日までの同種工事の施工実績	2
	2－③過去5年間の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）	2
	2－④企業の継続能力開発（CPD）制度の参加登録	2
3 配置予定技術者	3－①過去5年間に完成した工事成績評定値	3
	3－②平成28年度から入札公告日前日までの同種工事の施工経験	2
	3－③配置予定技術者の継続学習	1
4 地域貢献等	4－①令和6年度及び令和7年度のボランティア活動等への参加実績	1
	4－②労働福祉関連の状況	1
	4－③若手技術者・若手従業員の新規雇用	1
	4－④島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者の登録	2
	4－⑤島根県被災住宅応急復旧相談員の登録	2
加 算 点 の 合 計		33
5 その他（減点）	技術提案がない場合の減点	－3.3～0
	低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点	－5～0

	県内下請、県内産資材の使用義務付け違反	－ 4
--	---------------------	-----

各評価項目に対する評価基準および加算点の計算方法は、入札説明書を参照すること。

(2) 提出する書類

入札参加を希望する者が提出する資料は、入札情報サービス（P P I）からダウンロードしたエクセル形式の電子ファイルにより作成し、P D F形式の電子ファイルに変換した総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）とする。

技術資料は、電子調達システムにより記5の資格確認資料と同時に提出しなければならない。

また、技術資料の評価対象の内容を確認するため発注者が求めた証明書、図面等の添付資料は、P D F形式の電子ファイルで提出しなければならない。

なお、技術資料提出にあたり作成したエクセル形式の電子ファイルの提出に協力すること。

技術資料 【P D F形式】 の内容	ア 総合評価技術資料表紙（様式－1） イ 技術提案（コンクリート工事の品質向上）（様式－2） ウ 技術提案（工事中の環境対策）（様式－3） エ 技術提案（工事中の安全対策）（様式－4） オ 企業の工事成績評定点（様式－5－1、5－2） カ 企業の同種工事の施工実績（様式－6） キ 企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）（様式－7） ク 企業の継続能力開発（C P D）制度の参加登録（様式－8） ケ 配置予定技術者の工事成績評定点（様式－9－1、9－2） コ 配置予定技術者の同種工事の施工経験（様式－10） サ 配置予定技術者の継続学習（様式－11） サ ボランティア活動等への参加実績（様式－12） シ 労働福祉関連の状況（様式－13、14、15） ス 若手技術者・若手従業員の新規雇用（様式－16） セ 島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者の登録（様式－17） ソ 島根県被災住宅応急復旧相談員の登録（様式－18）
--------------------------	---

(3) 技術資料の提出期間

技術資料の 提出期間	令和8年10月16日 9時00分 ～ 令和8年11月5日 16時00分
---------------	-------------------------------------

提出期限以降の訂正、差し替えは、提出された技術資料等では発注者が適正に審査できないと判断し、追加資料の提出を求めた場合を除き認められない。

発注者から追加資料の提出を求められた場合、その日から起算して2日（休日を含まない。）以内に持参、F A X、又はメールにより提出すること。（ただし、F A Xの着信確認をしなかった場合は不可）

なお、追加資料の再提出は認めない。

(4) 総合評価方式の様式の入手方法

技術資料は入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること。

(5) 技術提案項目に関する施工上の制約等

特になし。

(6) 技術提案の採否

技術提案の採否について、令和8年11月16日までに提出者あて書面で通知する。技術提案を「評

価しない」及び「不採用」とした場合にはその理由も付記する。

(7) 技術提案の不採用に対する理由の説明

不採用の通知を受けた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、不採用の通知を受け取った日の翌日から7日以内（休日を含まない。）に書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、理由説明要求期限の翌日から7日以内（休日を含まない。）に書面で回答する。

(8) 技術資料に関する質問

技術資料に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和8年10月28日 12時00分
回答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

(9) 技術資料に関するヒアリング

ヒアリングは行わない。

(10) 技術提案不履行のペナルティ

技術提案内容を契約書に記載し、落札者が契約後に提出する施工計画書には提案内容を反映させるものとする。

落札者が履行義務有の提案を落札者の責により履行しなかった場合は、評価項目ごとにその加算点の最高点（配分点）で工事成績評定点の減点を行う。また、加算点対象の評価項目（技術提案を除く。）に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合にも、通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。

(11) 技術資料の審査について

技術資料の審査は「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」に基づき行う。

7 設計図書等の閲覧

閲覧期間	令和8年10月15日～開札日以降30日間
閲覧場所	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

図面には、不正に利用されないよう閲覧のための暗証番号を設定している。

競争参加資格を有し閲覧を希望する者は、入札情報サービス（PPI）に掲載されている、「図面閲覧申請書」に必要事項を記入のうえ、FAXで1の部局へ申請すること。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

なお、入札時積算数量書に記載されている項目、数量等は質疑の対象としない。

提出期限	令和8年12月3日 12時00分
回答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

9 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書及び工事費内訳書（以下、「入札書等」という。）を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書等提出期間

提出期間	令和8年12月9日 9時00分～令和8年12月10日 16時00分
添付書類	工事費内訳書（PDF形式とすること。）

- (2) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 工事費内訳書については、細目別内訳書（工事の種類ごとの科目を構成する細目について、その諸元、数量、単価及び金額を記載したもの）まで作成すること。

入札時積算数量内訳書において、別紙明細書を添付している項目については別紙明細書まで作成して添付すること。（参照：公共建築工事内訳書標準書式

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s-utiwakesyo_syosiki.htm)

10 入札の辞退

- (1) 入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。
- 入札を辞退する者はその具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。
- (2) 入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できないこととなった場合に限り、辞退を認める。
- その際には速やかに連絡すること。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札
- (3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札
- (4) 技術資料のうち「技術資料表紙」に「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」が未記載若しくは記載に誤りがある者又は「技術資料表紙」を期日までに提出しない者がした入札
- (5) 「技術資料表紙」の工事名欄に他工事名が記載されている者がした入札
- (6) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (7) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札
- ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
 - イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
 - ウ 端数調整を行っているもの（単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における少数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）
 - エ 値引き表示のあるもの
 - オ タテヨコ計算に違算があるもの（法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。）
- (8) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札

- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (10) 虚偽の申請書を提出した入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札
- (12) 紙入札の場合は次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札
 - ア 金額の記入がない入札書
 - イ 金額を訂正した入札書
 - ウ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
 - エ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - カ 入札者の押印のない工事費内訳書

1.2 入札の失格

次の入札は失格とする。

- (1) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
- (2) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- (3) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

1.3 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより入札参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

開札日時	令和8年12月11日 9時15分
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

1.4 落札者の決定方法

総合評価の各評価項目得点合計（加算点という）に標準点（100点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$
--

ただし、下記の条件を満たしていない場合は標準点（100点）を与えない。

- ・技術提案が発注者の示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という）を満たしていること。
- 予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者について競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじ（電子くじを含む。）による。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなけれ

ばならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

落札者の決定は、前記の総合評価後できるだけすみやかに行い、結果を公表する。

1.5 契約の方法

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年島根県条例第40号）の定めるところにより、建設工事請負仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

1.6 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成13年3月30日島根県告示第276号）に基づき入札結果等に関する書類を入札情報サービス（PPI）に掲載する。

入札結果等を公表するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

なお、入札者は、自身の評価内容に限り説明を求めることができる。

説明を求める者は、入札結果等の公表をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、説明要求期限の翌日から7日以内（休日を含まない。）に書面で回答する。

1.7 競争参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

- （1）競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また総合評価方式で落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①競争参加資格がない理由

競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

②総合評価方式で落札者とならなかった理由

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

- （2）説明を求めた者に対しては、原則として（1）①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

1.8 再苦情申立て

1.7（2）の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について」（平成13年12月7日管発第396号）の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立は、入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
電話 0852-22-5185

1.9 低入札価格調査対象工事の取扱

本件工事が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事となった場合、次の事

項による。

- (1) 島根県公共工事請負契約約款第 45 条に規定する契約不適合責任期間は工事目的物の引き渡しを受けた日から 4 年間とする。また、当該期間中は次の規定により、受注者において年 1 回現場調査を行い、施設管理者に報告するものとする。
 - ・ 低入札価格工事に係る契約不適合責任期間中の現場調査及び報告要領
(令和 2 年 4 月 1 日付け営第 793 号)
- (2) 請負者は工事完成後に実施する工事コスト調査に協力しなければならない。
 - ・ 島根県工事コスト調査実施要領
(平成 21 年 7 月 31 日付 技第 257 号)
- (3) 本件工事の工事成績評定点が 70 点未満であったときは、工事成績評定通知の日の属する年度及び翌年度において、島根県が発注する工事の入札に参加することができなくなる。
ただし、工事完成が 3 月 31 日までで、工事成績評定通知が翌年度の 4 月 1 日以降となった場合は通知した日の属する年度だけを対象とする。
なお、入札に参加することができなくなる期間は、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第 17 条第 2 項の規定により延長する場合がある。
- (4) 監理技術者又は主任技術者が現場代理人を兼務することはできない。
- (5) 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第 16 条第 4 号に該当する者である場合は配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を 1 名現場に専任（本件の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。）で配置しなければならない。
- (6) 配置予定技術者及び増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めないものとする。

20 積算疑義申立て

入札参加者は「島根県建設工事の入札執行に係る積算疑義申立に関する試行要領」の定めるところにより、発注者の積算内容の確認を実施し、積算に対する疑義がある場合は、疑義の申立てを行うことができる。なお、下記の期間を経過した後の県の積算内容及び入札中止、落札決定についての疑義は認めないものとする。

- (1) 入札参加者が金入り設計書の開示を希望するときは、開札日から起算して 2 日目の午後 3 時までに、発注者へ開示を申し出ることができる。
- (2) 入札参加者が金入り設計書を確認し、発注者の積算内容に疑義があるときは、開札日から起算して 3 日目の午後 3 時までに、発注者へ積算疑義の申立てることができる。
- (3) 発注者は積算疑義の申立てを行った者に対し電子メールにより回答する。入札を継続する場合は、落札決定後に、入札情報サービス（PPI）により回答を公表する。また、入札を中止する場合は、島根県ホームページにより回答を公表する。

島根県 HP：「建設工事の入札執行に係る積算疑義申立について」

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/sekisanngigimousitate.html

21 その他

- (1) 落札決定後、仮契約締結までの間に落札した者（共同企業体の構成員）が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結しない。また、仮契約締結後、県議会の議決までの間に落札した者（共同企業体の構成員）が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

(2) 落札決定通知後、7日以内に仮契約を締結すること。

また、契約の相手方は、島根県知事とし、契約事務は1の担当部局が行い、工事監督は島根県総務部東部県民センター出雲事務所が行うものとする。

(3) 本件工事においては、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（2次下請け以降も含む）において下請負人としてはならない。

(4) 受注者が上記（3）に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定点の減点を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に参加し、発注者が参加を確認した場合はこの限りではない。）

(5) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 請負代金内訳書への法定福利費の明示の取り組み（令和4年3月7日付営第637号「営繕工事の設計金額における法定福利費の明示等について」）に基づき、工事費内訳書へ法定福利費の明示を行う場合は、下記の事項に留意すること。

・工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効とはならない。

(7) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。

(8) その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。

入札説明書

総合評価方式（標準型）

本説明書は、令和8年10月15日に入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年10月15日

島根県知事 丸山 達也

記

1 担当部局

島根県総務部営繕課企画係

TEL0852-22-5223 FAX0852-22-6199

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

2 入札に付する工事

工 事 名	浜山公園陸上競技場メインスタンド増築外（建築）工事
-------	---------------------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図（一般的事項）

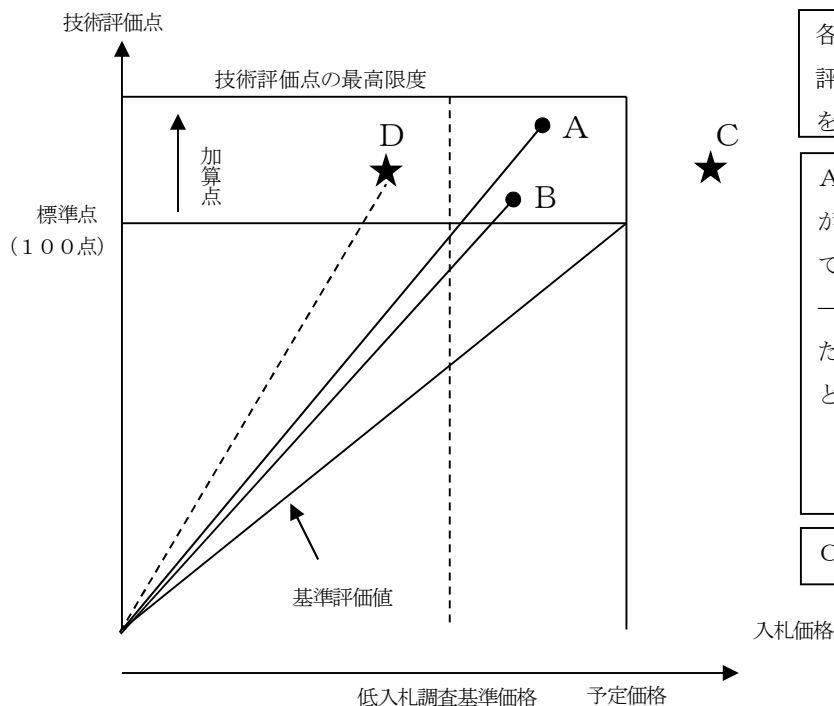
（1）総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点（100点）を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した（評価値）の大小をもって行う。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評 価 値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

（2）総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格
評価値の大小（すなわち直線の傾き）で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。
→ A社が落札者となる。
ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者とししない。

4 加算点の計算方法

(1) 技術提案

発注者が示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という。）を上回る方法で施工する内容を示した施工上の提案について評価する。

(評価の判断基準)

- ・加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る。ただし、過度にコスト負担を要する事項と判断した場合は、より優位な評価はしない。
- ・加算点算出における判定値は、発注者が想定する課題項目に対して評価できる提案のあった個数と内容（特に優れたもの）を考慮して決定する。
- ・記載する内容は、説明の要点（目的、具体的な手法＜施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等＞、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等）をわかりやすく記述すること。
- ・説明の要点が記載されていないもの、あいまいな表現のもの（例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するように努める」、「可能な限り〇〇する」等）、他の施設管理者と新たな協議や調整が必要となるもの、工事施工箇所の現場条件が考慮されていないものなどは評価しない。
- ・評価課題の提案個数の上限数が設定されている場合は記載順に評価し、上限を超えて記載された内容については提案として評価の対象としない。
- ・1つの提案内容（同一枠内等）に複数の提案が記載されていると判断しても、1つの提案として評価する。この場合、複数の提案中の最も評価の低いもので加算点の算定を行う。
- ・必要に応じて資料（提案内容を具体的に示した図面、カタログ、性能評価資料等）も添付できるが、必要最小限の枚数に留めること。また、提案の根拠となる箇所をアンダーライン等で明示すること。この処理をせずカタログ等を添付する等、不明確と判断した場合は添付資料として取り扱わない。

(減点評価する場合について)

- ・評価項目（1）－①～③の「技術提案の有無」について、記載が無い場合は、標準点100点を0点とする。
- ・「技術提案の有無」を「有」と記載した場合は、「技術提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の有無（以下「標準案での施工の意志」という）」をあわせて記載する。記載がない又は「無」と記載した場合は、標準点100点を0点とする。
- ・「技術提案の有無」に「無」と記載した場合は、標準案により施工すること。ただし、その場合は減点評価の対象とする。
- ・複数の技術提案の課題があり、一部の課題しか提案がない場合は、提案が全くない場合の減点数に提案がなかった課題数を按分して減点数を算出する。（小数第2位四捨五入）。また、提案を行い採用されなかった場合は、減点をしない。
- ・「技術提案の有無」に「有」と記載し、「標準案での施工の意志」に「有」と記載した場合は、技術提案が採用されない場合でも、課題との関連性が認められれば減点しない。

(提案内容の履行義務について)

- ・提案内容は、評価結果及び履行義務の有無を明らかにした上で契約書に記載する。
- ・落札者が契約後に提出する施工計画書には、「評価する」とされた提案内容を反映させるものとする。
- ・「評価しない」とされた提案であっても、仕様書等で規定される事項は実施しなければならない。
- ・「評価しない」とされた提案については、受発注者協議により実施することも可能であり、実施した結果、品質向上等の効果が確認できた時は、工事成績評定で評価する場合がある。

① コンクリート工事の品質向上

本敷地は海岸線から約3kmの高台に位置しており、塩害対策の観点からコンクリート工事の品質向上が特に求められるため、「コンクリート打設時のジャンカ又はコールドジョイントの防止策」、「コンクリートのひび割れ防止策」及び「鉄筋のかぶり厚さ確保策」の3事項に関し、標準案を超える提案のあったものに対して事項ごとに評価を行う。なお、提案対象建物は、メインスタンド北棟及び南棟とし、「資格者を現場へ配置することのみの提案」及び「混和材料や補強材料等の使用を前提としたコンクリートの配合のみに関する提案」は評価しない。

発注者が示す標準案は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」及び設計図書の記載内容とする。

記載する各事項の提案は箇条書きにまとめることとし、必要に応じて図面、カタログ等の資料を添付するなど提案内容及びその効果を具体的に示すこと。1事項につき1提案を上限とする。

■評価基準

- ◆評価できる提案の総数を判定値とする。
- ◆判定値が最も高いものの加算点を3点とする（ただし、判定値が全員0点の場合、加算点は0点とする）。
- ◆それ以外のものは判定値による按分で加算点を算出（小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで）。
【加算点＝3点×（当該者の判定値／提案者の最高判定値）】

② 工事中の環境対策

工事中の浜山公園利用者及び公園管理職員に対する「騒音又は粉塵の低減対策」に関し、標準案を超える提案のあったものに対して評価を行う。

発注者が示す標準案は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」及び設計図書の記載内容とする。

記載する提案は箇条書きにまとめることとし、2提案を上限とする。必要に応じて図面、カタログ等の資料を添付するなど提案内容及びその効果を具体的に示すこと。

■評価基準

- ◆評価できる提案の総数を判定値とする。
- ◆判定値が最も高いものの加算点を3点とする（ただし、判定値が全員0点の場合、加算点は0点とする）。
- ◆それ以外のものは判定値による按分で加算点を算出（小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで）。
【加算点＝3点×（当該者の判定値／提案者の最高判定値）】

③ 工事中の安全対策

工事中の浜山公園利用者及び公園管理職員に対する「安全対策」に関し、標準案を超える提案のあったものに対して評価を行う。ただし、交通誘導員の追加配置の提案は評価対象としない。

発注者が示す標準案は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」及び設計図書の記載内容とする。

記載する提案は箇条書きにまとめることとし、2提案を上限とする。必要に応じて図面、カタログ等の資料を添付するなど提案内容及びその効果を具体的に示すこと。

■評価基準

- ◆評価できる提案の総数を判定値とする。
- ◆判定値が最も高いものの加算点を3点とする（ただし、判定値が全員0点の場合、加算点は0点とする）。
- ◆それ以外のものは判定値による按分で加算点を算出（小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで）。
【加算点＝3点×（当該者の判定値／提案者の最高判定値）】

(2) 企業の評価

① 企業の工事成績評定点

特別共同企業体の代表者及び構成員の工事成績評定点の平均点を評価する。

(対象となる工事成績)

完成年度	令和3年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部（企業局及び病院局契約を含み、企業局及び病院局発注工事は除く。）、農林水産部、土木部）
工事種別	一般建築工事
建設工事の種類	建築一式工事
工事内容の条件等	元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし出資比率20%以上）として施工した工事

■評価基準

◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。

◆対象となる工事成績が1件又は無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

評定点の平均点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点 = $1.5 \text{ 点} + \{3.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 7\}$	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	加算点 = (表1で計算した加算点) $\times 0.9$	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

【補正の方法】

◆代表者（第1グループ）の加算点 = [表1又は表2による加算点] $\times 3/5$ 点※

◆構成員（第2グループ）の加算点 = [表1又は表2による加算点] $\times 1/5$ 点※

◆構成員（第3グループ）の加算点 = [表1又は表2による加算点] $\times 1/5$ 点※

※小数点第2位四捨五入

(企業体の加算点) = 代表者（第1グループ）加算点 + 構成員（第2グループ）加算点
+ 構成員（第3グループ）加算点

② 企業の同種工事の施工実績

特別共同企業体の代表者の同種工事の施工実績を評価する。

(対象となる施工実績)

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	公共、民間を問わない。
工事種別	一般建築工事
建設工事の種類	建築一式工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし出資比率20%以上）として施工し、完成及び引き渡し完了した1契約で税込み最終金額が11億円以上の建築一式工事で、非木造の建築物に係るもの（解体工事を除く。）をいう。 ただし、島根県発注の工事で工事成績評定点が70点未満のもの及び入札公告の3の「その他 エ ①、②、③」に示す関係のある者と契約した工事は実績として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工実績が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工実績がない者は0点

③ 企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）

島根県内の公共事業において、特別共同企業体の代表者及び構成員が企業として受けた建築部門の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）のそれぞれの回数の合計を評価する。中国地方整備局が行ったものについては局長表彰、部長表彰及び事務所長表彰とし、島根県が行ったものについては知事表彰とする。

（対象となる表彰）

表彰年度	令和4年度から令和8年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	一般建築工事
建設工事の種類	建築一式工事
表彰の種類	建築部門の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）

■評価基準

- ◆表彰回数が3回以上の場合は2点
- ◆ " 1～2回の場合は1点
- ◆上記でない場合は0点

④ 企業の継続能力開発（CPD）制度への参加登録

入札公告日前日時点において、特別共同企業体の代表者及び構成員の会社に所属する「（公社）日本建築士会連合会の継続能力開発（CPD）制度」又は（一財）建設業振興基金が運営する「建築施工管理CPD制度」に参加登録している社員の数の合計数により評価する。

ただし、両方のCPD制度に登録している者は1名として評価する。

■評価基準

- ◆6名以上の者は2点
- ◆3～5名の者は1点
- ◆2名以下の者は0点

（3）配置予定技術者の評価

（注）複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

① 配置予定技術者の工事成績評定点

特別共同企業体の代表者及び構成員が配置する予定の監理技術者及び主任技術者の過去の工事成績評定点の平均点を評価する。

（対象となる工事成績）

完成年度	令和3年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部（企業局及び病院局契約を含み、企業局及び病院局発注工事は除く。）、農林水産部、土木部）
工事種別	一般建築工事
建設工事の種類	建築一式工事
工事内容の条件等	元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として受注した工事で、 <u>監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む）又は主任技術者として担当したもの。</u> ただし、現場着手日から実地完成日まで従事した工事でなければ加点の対象として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる工事成績が2件以上の場合、前述の表1により加算点を算定する。
- ◆対象となる工事成績が1件又ははない場合、前述の表2により加算点を算定する。

【補正の方法】

- ◆代表者（第1グループ）の加算点＝[表1又は表2による加算点]×2/5点※
- ◆構成員（第2グループ）の加算点＝[表1又は表2による加算点]×0.5/5点※
- ◆構成員（第3グループ）の加算点＝[表1又は表2による加算点]×0.5/5点※

※小数点第2位四捨五入

(企業体の加算点) = 代表者（第1グループ）加算点＋構成員（第2グループ）加算点
＋構成員（第3グループ）加算点

②配置予定技術者の施工経験

特別共同企業体の代表者が配置する予定の監理技術者の同種工事の施工経験を評価する。
(対象となる施工経験)

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県、島根県内の市町村又は国の機関 (独立行政法人等を含みCORINS登録があるものに限る。)
工事種別	一般建築工事
建設工事の種類	建築一式工事
工事内容 の条件等	同種工事とは、元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員（ただし出資比率20%以上）として受注した工事で、 <u>監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む）又は主任技術者</u> として担当し、完成及び引き渡し完了した1契約で税込み最終金額が5億7,000万円以上の建築一式工事で、非木造の建築物に係るもの（解体工事を除く。）をいう。 ただし、現場着手日から実地完成日まで従事した工事であれば加点の対象として認めない。 また、島根県発注の工事で工事成績評定点が70点未満のものは経験として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工経験がない者は0点

③ 配置予定技術者の継続学習

特別共同企業体の代表者及び構成員が配置する予定の監理技術者及び主任技術者の令和3年度から入札公告日前日時点における、（公社）日本建築士会連合会の「継続能力開発（CPD）制度」又は（一財）建設業振興基金が運営する「建築・設備施工管理CPD制度」において取得している、各配置技術者が取得しているCPD単位数の合計値を評価する。

■評価基準

- ◆CPD単位数の合計値が90単位以上の場合は1点
- ◆CPD単位数の合計値が30以上90単位未満の場合は0.5点
- ◆CPD単位数の合計値が30単位未満の場合は0点

(4) 地域貢献等

① ボランティア活動等への参加実績

特別共同企業体の代表者及び構成員の令和6年度及び令和7年度の2年間における島根県内でのボランティア活動への参加実績又はハートフルしまねの参加実績を評価する。

■評価基準

- ◆ 3社のすべてに両年度参加実績がある場合は1点
- ◆ 3社のいずれかに両年度参加実績がある場合（ただし、上記の場合は除く）は0.5点
- ◆ 上記でない場合は0点

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動）で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事（社外に公表しているもの）、自治会長等の証明など実績を証明できるものを添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動のいずれも参加実績は、会社として年度間のべ人数が10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。従業員数は当該活動時点のものとする。

② 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa、bに掲げる項目を評価する。

入札公告日前日における企業としての次のa、bに掲げる項目を評価する。

a 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- ・ 法定雇用率を適用される者…法定雇用障がい者数を超える雇用
- ・ 法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用

b 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- ・ こころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されている。
認定状況を確認するため、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。
- ・ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和7年10月1日施行、以下「育児・介護休業法」という。）」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している。
ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に係る部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。

■評価基準

- ◆ 3社のすべてがa、bいずれも該当する場合は1点
- ◆ 3社のすべてがa、bのうち1つ以上該当する場合（ただし、上記の場合を除く）は0.5点
- ◆ 上記でない場合は0点

③ 若手技術者・若手従業員の新規雇用

令和6年4月1日以降に、若手技術者又は若手従業員を1人以上新規雇用していること。ただし、若手技術者及び若手従業員は入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【若手技術者】

新規雇用された日において、下記1)又は2)に該当する30歳未満の従業員

1) 次のいずれかを満たす者

- ・ 建設業法第7条第1項第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者等。なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようと

する建設業欄の許可業種毎の区分はない。

- 旧建設業法施行令（令和3年4月1日施行、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）、以下「旧令」という。）第36条第1項第1号及び第2号並びに旧令第37条第2項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号イ(1)で定める学校の施工技術検定規則第2条に定める学科を修めた者等。

2) 当該工事種別に該当する建設業法第7条第1項第2号ハに示す資格を有する者

○若手技術者の学歴等

大学 専修学校専門課程 (高度専門士)	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程 (専門士)	高等学校 中等教育学校 専修学校専門課程	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学 校 職業能力開発校
指定学科又は指定学科に準ずると認められている学科			

具体的な学校・学科は、国土交通大臣の指定試験機関*として技術検定試験を行う下表の団体が示す「指定学科・学校等一覧表」を参照。

※国土交通大臣の指定試験機関

指定試験機関(問合せ・申込先)	検定種目
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	土木施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	建築施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	電気工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	管工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	造園施工管理 (1級・2級)
(一社)日本建設機械施工協会 HP https://icmanet.or.jp/	建設機械施工 (1級・2級*)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	電気通信工事施工管理 (1級・2級)

【若手従業員】

新規雇用された日において、30歳未満の従業員（若手技術者を除く）

※ 新規雇用された日及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を提出すること。

※ 工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料を提出すること。

■評価基準

- ◆3社のいずれも若手技術者を1人以上新規雇用している場合は1点
- ◆3社のいずれも若手技術者又は若手従業員を1人以上新規雇用している場合（ただし、上記の場合を除く。）は0.5点
- ◆上記2つに該当しない場合は0点

※ 若手技術者を評価した場合は、若手従業員は評価しない。

④ 島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者の登録

入札公告日前日時点において、特別共同企業体の代表者及び構成員のうち「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者」の登録を受けた企業の、応急危険度判定士の派遣登録をした社員数の合計により評価する。

■評価基準

- ◆ 27名以上の者は2点
- ◆ 15～26名の者は1点
- ◆ 14名以下の者は0点

⑤ 島根県被災住宅応急復旧相談員の登録

入札公告日前日時点において、特別共同企業体の代表者及び構成員のうち「島根県建築住宅施策推進協議会」会員団体に所属する企業の、応急復旧相談員の登録をした社員数の合計により評価する。

■評価基準

- ◆ 18名以上の者は2点
- ◆ 9～17名の者は1点
- ◆ 8名以下の者は0点

(5) その他(減点)

① 技術提案がない場合の減点

上記(1)技術提案①～③の課題に対して、提案のない課題、提案をせず標準案での施工と記載した場合及び記載があっても課題とは関連性が認められない場合は無回答とみなし、加算点合計の1割(今回は3.3点)を最大として減点(小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで)を行う。

$$\text{【減点} = 3.3 \text{点} \times \text{無回答課題数} \div 3 \text{】}$$

[加算点合計の1割] [設定課題数]

② 低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

特別共同企業体の代表者又は構成員について、令和7年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■減点基準

- ◆ 70点の者は－5点
- ◆ 75点の者は0点
- ◆ 中間の者は按分で点数を算出

$$\text{【減点} = 5 \text{点} \times (75 - \text{低入札工事の点数}) \div (75 - 70) \text{】}$$

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の県発注工事(令和7年度から公告日前日)の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

$$\text{A社の減点} = 5 \text{点} \times (75 \text{点} - 72 \text{点}) \div (75 \text{点} - 70 \text{点}) = 3.0 \text{点 (小数第2位四捨五入)}$$

③ 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

特別共同企業体の代表者又は構成員が、島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

- ◆ 県内下請の使用義務付け違反の場合は－2点
- ◆ 県内産資材の使用義務付け違反の場合は－2点

5 ペナルティ

(1) 技術提案

落札者が、提案した施工計画を履行しなかった場合を想定し、契約時にその内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を以下に定める。

評価項目	ペナルティ	詳細内容
① コンクリート工事の品質向上	工事成績評定点の減点	工事成績評定点から当該評価項目の加算点の最高点を減点する。 なお、受注者の責に負わない不測の事由により、技術提案の履行に影響がでる場合には、その都度発注者と受注者の協議により、その取扱について定めるものとする。
② 工事中の環境対策		
③ 工事中の安全対策		

(2) 若手技術者・若手従業員の新規雇用

受注者が申請した「若手技術者・若手従業員の新規雇用」について、受注者の責により正当な理由なく工事期間中雇用を継続せず、工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料（健康保険被保険者証等）を提出しなかった場合、ペナルティとして「若手技術者・若手従業員の新規雇用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

6 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項（具体事例）」を定め、下記に掲載しているので参考にすること。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式

> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/

様式- 1

提出日

令和8年8月1日

(標準型 総合評価方式)
総 合 評 価 技 術 資 料

発注者

島根県知事 様

共同企業体名

(代表者)

住所

商号又は名称 ○○建設

代表者氏名 ○○ ○○

令和8年10月15日付けで入札公告のありました下記工事について、別添のとおり書類を添えて提出いたします。

1 工事名 浜山公園陸上競技場メインスタンド増築外(建築)工事

2 提出書類(下記項目の該当するもの)

- 技術提案(コンクリート工事の品質向上) (様式-2)
- 技術提案(工事中の環境対策) (様式-3)
- 技術提案(工事中の安全対策) (様式-4)
- 企業の工事成績評定点 (様式-5-1、様式-5-2)
- 企業の同種工事の施工実績 (様式-6)
- 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) (様式-7)
- 企業の継続能力(CPD)制度の参加登録 (様式-8)
- 配置予定技術者の工事成績評定点 (様式-9-1、様式-9-2)
- 配置予定技術者の同種工事の施工経験 (様式-10)
- 配置予定技術者の継続学習 (様式-11)
- ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績 (様式-12)
- 労働福祉関連の状況(a 障がい者雇用の実態) (様式-13)
- 労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する制度) (様式-14)
- 育児・介護休業に関する制度 チェック表 (様式-15)
- 若手技術者・若手従業員の新規雇用 (様式-16)
- 島根県地震被災建築物応急危険度判定士の登録 (様式-17)
- 島根県被災住宅応急復旧相談員の登録 (様式-18)

3 問い合わせ先

担当者

部署

電話番号

FAX番号

E-mail

(様式－2)

評価項目(1)－①

企業体名:

技術提案

課題:コンクリート工事の品質向上	
技術提案の有無	(会社記載欄:必須) 無の場合(標準案での施工)
技術提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の有無	(会社記載欄:上表で『有』と選択した場合のみ必須)
(発注者記載欄) 技術提案の記載方法等について ・ 標準案は、入札説明書本文を参照すること。 ・ 記載する内容は説明の要点(目的、具体的な手法<施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等>、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等)が分かり易いようにまとめることとし、1事項につき1提案を上限とする。 ・ 技術提案が「有」の場合、その提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の記載がない又は「無」と記載すると、標準点を0点とする。 ・ 技術提案がない場合は、技術評価点の減点対象とする。	
技術提案がある場合、以下に記載する(会社記載欄)	
※評価結果	
① コンクリート打設時のジャンカ又はコールドジョイントの防止策 (現場特性・概要) (時期、期間) (位置、範囲) (内容《誰が・何を・どうする》、数量、材料、機械等) (目的、効果、優位性) (効果の技術的根拠) (その他)	
② コンクリートのひび割れ防止策 (現場特性・概要) (時期、期間) (位置、範囲) (内容《誰が・何を・どうする》、数量、材料、機械等) (目的、効果、優位性) (効果の技術的根拠) (その他)	
③ 鉄筋のかぶり厚さ確保策 (現場特性・概要) (時期、期間) (位置、範囲) (内容《誰が・何を・どうする》、数量、材料、機械等) (目的、効果、優位性) (効果の技術的根拠) (その他)	
※備考	

※印の欄には記入しないでください。(発注者記入欄)

※「○(評価する)」とした提案以外については、履行義務なしとする。「×」とした提案は実施を認めない。

技術提案

課題: 工事中の環境対策	
技術提案の有無	(会社記載欄: 必須) 無の場合(標準案での施工)
技術提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の有無	(会社記載欄: 上表で『有』と選択した場合のみ必須)
(発注者記載欄) 技術提案の記載方法等について ・ 標準案は、入札説明書本文を参照すること。 ・ 記載する内容は説明の要点(目的、具体的な手法<施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等>、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等)が分かり易いようにまとめることとし、提案は2個までとする。 ・ 技術提案が「有」の場合、その提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の記載がない又は「無」と記載すると、標準点を0点とする。 ・ 技術提案がない場合は、技術評価点の減点対象とする。	
技術提案がある場合、以下に記載する(会社記載欄)	※評価結果
① 騒音又は粉塵の低減対策 (現場特性・概要) (時期、期間) (位置、範囲) (内容《誰が・何を・どうする》、数量、材料、機械等) (目的、効果、優位性) (効果の技術的根拠) (その他)	
② 騒音又は粉塵の低減対策 (現場特性・概要) (時期、期間) (位置、範囲) (内容《誰が・何を・どうする》、数量、材料、機械等) (目的、効果、優位性) (効果の技術的根拠) (その他)	
※備考	

※印の欄には記入しないでください。(発注者記入欄)

※「○(評価する)」とした提案以外については、履行義務なしとする。「×」とした提案は実施を認めない。

(様式－4)

評価項目(1)－③

企業体名:

技術提案

課題: 工事中の安全対策	
技術提案の有無	(会社記載欄: 必須) 無の場合(標準案での施工)
技術提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の有無	(会社記載欄: 上表で『有』と選択した場合のみ必須)
(発注者記載欄) 技術提案の記載方法等について ・ 標準案は、入札説明書本文を参照すること。 ・ 記載する内容は説明の要点(目的、具体的な手法<施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等>、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等)が分かり易いようにまとめることとし、提案は2個までとする。 ・ 技術提案が「有」の場合、その提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の記載がない又は「無」と記載すると、標準点を0点とする。 技術提案がない場合は、技術評価点の減点対象とする。	
技術提案がある場合、以下に記載する(会社記載欄)	※評価結果
① 安全対策 (現場特性・概要) (時期、期間) (位置、範囲) (内容《誰が・何を・どうする》、数量、材料、機械等) (目的、効果、優位性) (効果の技術的根拠) (その他)	
② 安全対策 (現場特性・概要) (時期、期間) (位置、範囲) (内容《誰が・何を・どうする》、数量、材料、機械等) (目的、効果、優位性) (効果の技術的根拠) (その他)	
※備考	

※印の欄には記入しないでください。(発注者記入欄)

※「○(評価する)」とした提案以外については、履行義務なしとする。「×」とした提案は実施を認めない。

(様式-5-1)
評価項目(2)-①

企業の工事成績評定点

企業体名:

対象工事

完成年度	令和3年度から令和7年度(完成及び引き渡し完了)
発注機関	島根県(総務部(企業局及び病院局契約を含み、企業局及び病院局発注工事は除く。)、農林水産部、土木部)
工事種別	一般建築工事
建設工事の種類	建築一式工事

特別共同企業体の代表者(第1グループ)の実績

〇〇建設

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	件	点
----------------------------	---	---

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第2グループ)の実績

△△建設

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	件	点
----------------------------	---	---

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第3グループ)の実績

□□建設

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	件	点
----------------------------	---	---

- (1) 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- (3) 単年度の対象工事件数が10件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-5-2)
評価項目(2)-①

工事成績評定点一覧表(別紙)
企業体名:

【第1グループ用】

工事種別	一般建築工事	建設工事の種類	建築一式工事
------	--------	---------	--------

令和 3 年度

〇〇建設

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 4 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 5 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 6 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 7 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

(様式-5-2)
評価項目(2)-①

工事成績評定点一覧表(別紙)
企業体名:

【第2グループ用】

工事種別	一般建築工事	建設工事の種類	建築一式工事
------	--------	---------	--------

令和 3 年度

△△建設

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 4 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 5 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 6 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 7 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

(様式-5-2)
評価項目(2)-①

工事成績評定点一覧表(別紙)
企業体名:

【第3グループ用】

工事種別	一般建築工事	建設工事の種類	建築一式工事
------	--------	---------	--------

令和 3 年度

☐建設

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 4 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 5 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 6 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

令和 7 年度

番号	発注機関名	工事名	評定点
1			点
2			点
3			点
4			点
5			点
6			点
7			点
8			点
9			点
10			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

(様式-6)

評価項目(2)-②

企業の同種工事の施工実績

企業体名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した工事						
	工事種別	一般建築工事						
	建設工事の種類	建築一式工事						
	同種工事の定義	1契約で税込み最終金額が11億円以上の建築一式工事で、非木造の建築物に係るもの(解体工事を除く。)をいう。						
工事内容		施工実績①			施工実績②			
工事名称等	工 事 名							
	(コリンズ登録番号)							
	発注機関名							
	工事種別							
	建設工事の種類							
	施工場所							
	請負金額(最終・税込)	円			円			
	工 期	(始)	年	月	日	年	月	日
		(終)	年	月	日	年	月	日
	受注形態							
特別(特定)JVの場合、出資比率								
工事成績評定点 (島根県が発注した工事)		点			点			
工事概要	構造種別							

(1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑧を組み合わせ提出すること。

【公共工事の場合】

- ① コリンズの「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写し。(いずれも竣工登録に限る。)
ただし、コリンズの工事カルテのみでは工事概要が確認できない場合は、最終図面、最終仕様書など工事概要が確認できる資料(資料⑥)を追加添付すること。
- ② 当初、変更を含む全ての契約書の写し。
ただし、必ず項目別評定点表(資料③)又は竣工検査済証の写し(資料④)＋最終図面、最終仕様書など工事概要が確認できる資料(資料⑥)を追加添付すること。
- ③ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
- ④ 竣工検査済証の写し。
- ⑤ 工事成績評定通知書の写し。(島根県発注工事に限る。)
- ⑥ 最終図面、最終仕様書など工事概要が確認できる資料。
- ⑦ 同種工事の施工実績として最終請負金額を求めた場合で、同種工事以外の工事を包含しているものは、求めている部分の最終請負金額が確認できる資料(最終の工事種別毎の工事費一覧又は工事内訳書等)。
- ⑧ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑥で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)
- ⑨ 施工実績として提出する工事の「工事種別」及び「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑨で確認できる内容

項目名		資料番号									備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(コリンズ登録番号)	○									
	発注機関名	○	○	○	○	○			○	○	
	工事種別、建設工事の種類	○							○	○	
	施工場所	○	○		○				○	○	
	請負金額(最終・税込)	○ or △	○ or △	○ or △	○ or △			○	○		
	契約上の工期	○	○	○	○	○			○		
	受注形態	○	○	○	○	○			○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○							○		JV工事のみ対象
工事成績評定点				○		○			○		島根県発注工事の
工事概要		○ or △					○ or △		○		

※1:「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2:資料③、④、⑤の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考)代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	提出資料の組合せ
パターン1	コリンズの竣工登録あり	コリンズのみで工事概要が確認可能。	①+③ ①+⑤
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。 最終図面等を追加添付。	①+③+⑥ ①+⑤+⑥
パターン3	コリンズの竣工登録なし	必要な資料が準備できる。	②+③+⑥ ②+④+⑤+⑥
パターン4		必要な資料が準備できない。	⑧

※1:同種工事として最終請負金額を求めた場合で、同種工事实績以外の工事が含まれているものは、上記に加え必ず⑦を追加添付すること。

【公共工事以外の場合】

- ① 当初、変更を含む全ての契約書の写し。
- ② 最終図面、最終仕様書など工事概要が確認できる資料。
- ③ 同種工事の施工実績として最終請負金額を求めた場合で、同種工事以外の工事を包含しているものは、求めている部分の最終請負金額が確認できる資料(最終の工事種別毎の工事費一覧又は工事内訳書等)。

(参考)代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	提出資料の組合せ
パターン1	同種工事として最終請負	同種工事实績以外の工事が含まれていない。	①+②
パターン2	金額を求めた場合	同種工事实績以外の工事が含まれている。	①+②+③
パターン3	同種工事として最終請負		①+②
	金額を求めている場合		

- (2) 共同企業体の代表者の施工実績のみを提出すること。
- (3) 施工実績が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (4) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-7)

評価項目(2)-③

企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

企業体名:

対象となる年度・機関等:

島根県内の公共事業において、令和4年度から令和8年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた建築一式工事の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

特別共同企業体構成員の会社名	表彰者の区分	受賞年度	工事名／工事種別／建設工事の種類
①			
②			
③			

- (1) 特別共同企業体の代表者及び構成員の受賞の合計が3回以上ある場合は、代表的なもの3回分の提出でよい。
- (2) 工事の対象は、中国地方整備局及び島根県発注の工事とする。
- (3) 表彰の対象は、国土交通省が行ったものについては中国地方整備局長表彰及び事務所長表彰、島根県が行ったものについては知事表彰とする。
- (4) 工事名は、「契約工事名」で記入すること。
- (5) 島根県発注の工事の場合は、表彰状の添付は不要である。
- (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

企業の継続能力開発(CPD)制度の参加登録

企業体名：_____

継続能力開発(CPD)制度の参加登録者

	登録者氏名	参加登録年月日	交付番号	所属会社名
1				
2				
3				
4				
5				
6				

- (1) 共同企業体構成員の会社に所属する「(公社)日本建築士会連合会の継続能力開発(CPD)制度」に参加登録している者を記載すること。(旧CPDでも可とする。)
- (2) 各登録者について、別添「建築士会継続能力開発(CPD)証明願」による(一社)島根県建築士会の証明を添付すること。
- (3) 各登録者の雇用関係が証明できる書類を添付すること。
- (4) 6名以上登録している場合は、代表者6名について記入すること。
- (5) 入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)での状況について記載すること。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 印

建築士会継続能力開発(CPD)証明願

このことについて、次のとおり参加登録していることを証明願います。

1. 氏名
2. CPD登録番号
3. 参加登録年月日 令和 年 月 日

(以下、建築士会記入欄)

上記のとおり建築士会継続能力開発(CPD)制度に参加登録されていることを証明します。

令和 年 月 日

一般社団法人島根県建築士会

会長

配置予定技術者の工事成績評定点

企業体名:

配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事した工事实績

対象工事	完成年度	令和3年度から令和7年度(完成及び引き渡し完了)		
	発注機関	島根県(総務部(企業局及び病院局契約を含み、企業局及び病院局発注工事は除く。)、農林水産部、土木部)		
	工事種別	一般建築工事		
	建設工事の種類	建築一式工事		

配置予定技術者①の監理技術者(第1グループ)の実績

配置技術者氏名	①			
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件		点

配置予定技術者②の監理技術者(第1グループ)の実績

配置技術者氏名	②			
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件		点

配置予定技術者③の監理技術者(第1グループ)の実績

配置技術者氏名	③			
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件		点

- (1) 対象工事の工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) コリンズの「工事カルテ受領書」もしくは「登録内容確認書」を添付すること。
- (3) 工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)の記入欄を追加した場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (4) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (5) 契約工期と技術者の従事期間が異なる工事の場合は、現場着手日及び実地完成日が確認できる資料(最終の実施工程表等)(発注者が押印した資料の写しに限る。)を添付すること。
- (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)
企業体名:

工事種別	一般建築工事	建設工事の種類	建築一式工事
配置技術者氏名	①		
完成年度	工 事 名	工事成績評定点	
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置技術者氏名	②		
完成年度	工 事 名	工事成績評定点	
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置技術者氏名	③		
完成年度	工 事 名	工事成績評定点	
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

(様式-9-1)
評価項目(3)-①

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第2グループ)用
△△建設

配置予定技術者の工事成績評定点

企業体名:

配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事した工事实績

対象工事	完成年度	令和3年度から令和7年度(完成及び引き渡し完了)									
	発注機関	島根県(総務部(企業局及び病院局契約を含み、企業局及び病院局発注工事は除く。)、農林水産部、土木部)									
	工事種別	一般建築工事									
	建設工事の種類	建築一式工事									

配置予定技術者①の主任技術者(第2グループ)の実績

配置技術者氏名	①										
各工事成績評定点											
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件		点							

配置予定技術者②の主任技術者(第2グループ)の実績

配置技術者氏名	②										
各工事成績評定点											
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件		点							

配置予定技術者③の主任技術者(第2グループ)の実績

配置技術者氏名	③										
各工事成績評定点											
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件		点							

- (1) 対象工事の工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) コリンズの「工事カルテ受領書」もしくは「登録内容確認書」を添付すること。
- (3) 工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)の記入欄を追加した場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (4) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (5) 契約工期と技術者の従事期間が異なる工事の場合は、現場着手日及び実地完成日が確認できる資料(最終の実施工程表等)(発注者が押印した資料の写しに限る。)を添付すること。
- (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-9-2)
評価項目(3)-①

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第2グループ)用
△△建設

工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)

企業体名:

工事種別	一般建築工事	建設工事の種類	建築一式工事
------	--------	---------	--------

配置技術者氏名	①	
完成年度	工 事 名	工事成績評定点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置技術者氏名	②	
完成年度	工 事 名	工事成績評定点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置技術者氏名	③	
完成年度	工 事 名	工事成績評定点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点
		点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置予定技術者の工事成績評定点

企業体名:

配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事した工事实績

対象工事	完成年度	令和3年度から令和7年度(完成及び引き渡し完了)	
	発注機関	島根県(総務部(企業局及び病院局契約を含み、企業局及び病院局発注工事は除く。)、農林水産部、土木部)	
	工事種別	一般建築工事	
	建設工事の種類	建築一式工事	

配置予定技術者①の主任技術者(第3グループ)の実績

配置技術者氏名	①		
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件	点

配置予定技術者②の主任技術者(第3グループ)の実績

配置技術者氏名	②		
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件	点

配置予定技術者③の主任技術者(第3グループ)の実績

配置技術者氏名	③		
工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件	点

- (1) 対象工事の工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) コリンズの「工事カルテ受領書」もしくは「登録内容確認書」を添付すること。
- (3) 工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)の記入欄を追加した場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (4) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (5) 契約工期と技術者の従事期間が異なる工事の場合は、現場着手日及び実地完成日が確認できる資料(最終の実施工程表等)(発注者が押印した資料の写しに限る。)を添付すること。
- (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-9-2)
評価項目(3)-①

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第3グループ)用
□□建設

工事成績評定点(技術者)一覧表(別紙)

企業体名:

工事種別	一般建築工事	建設工事の種類	建築一式工事
------	--------	---------	--------

配置技術者氏名		①	
完成年度	工 事 名		工事成績評定点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置技術者氏名		②	
完成年度	工 事 名		工事成績評定点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置技術者氏名		③	
完成年度	工 事 名		工事成績評定点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点

(1) 記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。

配置予定技術者の同種工事の施工経験

企業体名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した島根県、島根県内の市町村又は国の機関(独立行政法人等を含みコリンズ登録があるものに限る。)発注工事						
	同種工事の定義	1契約で税込み最終金額が5億7,000万円以上の建築一式工事で、非木造の建築物に係るもの(解体工事を除く。)をいう。						
	工事種別	一般建築工事						
	建設工事の種類	建築一式工事						
配置予定技術者 氏名		①						
工事内容		施工経験①		施工経験②				
工事名称等	工 事 名							
	(コリンズ登録番号)							
	発注機関名							
	施工場所							
	請負金額(最終・税込)	円		円				
	工 期	(始)	年	月	日	年	月	日
		(終)	年	月	日	年	月	日
	従事期間	(始)	年	月	日	年	月	日
		(終)	年	月	日	年	月	日
	従事時の役職							
	受注形態							
	特別(特定)JVの場合、出資比率							
	工事種別							
建設工事の種類								
工事成績評定点 (島根県が発注した工事)		点		点				
工事概要	構造種別							

- (1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑨を組み合わせて提出すること
- ① コリンズの「工事カルテ」又は「登録内容確認書」の写し。(いずれも竣工登録に限る。)
ただし、コリンズの工事カルテのみでは工事概要が確認できない場合は、最終図面、最終仕様書など工事概要が確認できる資料(資料⑥)を追加添付すること。
- ③ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
- ⑤ 工事成績評定通知書の写し。(島根県発注工事に限る。)
- ⑥ 最終図面、最終仕様書など工事概要が確認できる資料。
- ⑦ 同種工事の施工実績として最終請負金額を求めた場合で、同種工事以外の工事を包含しているものは、求めている部分の最終請負金額が確認できる資料(最終の工事種別毎の工事費一覧又は工事内訳書等)。
- ⑧ 現場着手日及び実地完成日が確認できる資料(最終の実施工程表等)(発注者が押印した資料の写しに限る。)
- ⑨ 技術者の従事期間と従事時の役職が確認できる資料(コリンズの「登録内容確認書」の写し等)
- ⑩ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑨で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)
- ⑪ 施工経験として提出する工事の「工事種別」および「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑪で確認できる内容

項目名		資料番号											備考
		①	-	③	-	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
工事名称等	工事名	○		○		○	○	○	○	○	○	○	
	(コリンズ登録番号)	○											
	発注機関名	○		○		○					○	○	
	施工場所	○									○	○	
	請負金額(最終・税込)	○ or △		○ or △				○			○		
	契約上の工期	○		○		○			△	△	○		
	従事期間	○							△	△	○		⑧、⑨は 両方必要
	従事時の役職	○								△	○		
	受注形態	○		○		○					○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○									○		JV工事のみ対象
	工事種別	○									○	○	
	建設工事の種類	○									○	○	
工事成績評定点				○		○					○		島根県発注工事のみ
工事概要		○ or △					○ or △				○		

※1:「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2:資料③、⑤の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考)代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	条件3	提出資料の組合せ
パターン1	コリンズの竣工登録あり	コリンズのみで工事概要が確認可能。	契約工期と技術者の従事期間が同じ。	①+③
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。		①+⑤
パターン3		上記パターン1、2のいずれかに該当。		①+③+⑥
パターン4				①+⑤+⑥
パターン3	コリンズの竣工登録なし		契約工期と技術者の従事期間が異なる。	パターン1+⑧+⑨
パターン4				パターン2+⑧+⑨
				⑩
				⑩+⑪

※1:同種工事として最終請負金額を求めた場合で、同種工事実績以外の工事が包含されているものは、上記に加え必ず⑦を追加添付すること。

- (2) 施工経験が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (4) 同種工事施工経験時の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
- (5) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

配置予定技術者の同種工事の施工経験

企業体名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県、島根県内の市町村又は国の機関(独立行政法人等を含みコリズ登録があるものに限る。)発注工事						
	同種工事の定義	1契約で税込み最終金額が5億7,000万円以上の建築一式工事で、非木造の建築物に係るもの(解体工事を除く。)をいう。						
	工事種別	一般建築工事						
	建設工事の種類	建築一式工事						
配置予定技術者 氏名		②						
工事内容		施工経験①			施工経験②			
工事名称等	工 事 名							
	(コリズ登録番号)							
	発注機関名							
	施工場所							
	請負金額(最終・税込)		円			円		
	工 期	(始)	年	月	日	年	月	日
		(終)	年	月	日	年	月	日
	従事期間	(始)	年	月	日	年	月	日
		(終)	年	月	日	年	月	日
	従事時の役職							
	受注形態							
	特別(特定)JVの場合、出資比率							
	工事種別							
建設工事の種類								
工事成績評定点 (島根県が発注した工事)		点			点			
工事概要	構造種別							

(1) 注意事項は、配置予定技術者①用の技術資料を参照。

配置予定技術者の同種工事の施工経験

企業体名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した島根県、島根県内の市町村又は国の機関(独立行政法人等を含みコリンズ登録があるものに限る。)発注工事			
	同種工事の定義	1契約で税込み最終金額が5億7,000万円以上の建築一式工事で、非木造の建築物に係るもの(解体工事を除く。)をいう。			
	工事種別	一般建築工事			
	建設工事の種類	建築一式工事			
配置予定技術者 氏名		③			
工事内容		施工経験①		施工経験②	
工事名称等	工 事 名				
	(コリンズ登録番号)				
	発注機関名				
	施工場所				
	請負金額(最終・税込)		円	円	
	工 期	(始)	年 月 日	年 月 日	
		(終)	年 月 日	年 月 日	
	従事期間	(始)	年 月 日	年 月 日	
		(終)	年 月 日	年 月 日	
	従事時の役職				
	受注形態				
	特別(特定)JVの場合、出資比率				
	工事種別				
建設工事の種類					
工事成績評定点 (島根県が発注した工事)		点	点		
工事概要	構造種別				

(1) 注意事項は、配置予定技術者①用の技術資料を参照。

配置予定技術者の継続学習

会社(企業体)名:

対象: 配置予定の主任(監理)技術者が保有するCPD単位数

代表者(第1グループ)

配置予定技術者氏名		保有するCPD単位数		※評価結果 (発注者記載欄)
①			単位	
②			単位	
③			単位	

構成員(第2グループ)

配置予定技術者氏名		保有するCPD単位数		※評価結果 (発注者記載欄)
①			単位	
②			単位	
③			単位	

構成員(第3グループ)

配置予定技術者氏名		保有するCPD単位数		※評価結果 (発注者記載欄)
①			単位	
②			単位	
③			単位	

- (1) 保有CPD単位数が確認できる資料として、(公社)日本建築士会連合会が発行した「建築士会CPD実績証明書」の写し又は(一財)建設業振興基金が発行した「建築・設備施工管理CPD制度実績証明書」の写しを添付すること。
- (2) 「建築士会CPD実績証明書」又は「建築・設備施工管理CPD制度実績証明書」は、から入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)までに取得している保有CPD単位数が確認できるものを添付すること。
- (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-12)
評価項目(4)-①

ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績
企業体名: _____

対象: 令和6年度及び令和7年度における島根県内で実施されたボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

○企業としてのボランティア活動への参加実績

企業体	活動年月日		活動内容	活動箇所	年度間延べ参加人数	従業員数
代表者 (第1グループ)	R6					
	R7					
構成員 (第2グループ)	R6					
	R7					
構成員 (第3グループ)	R6					
	R7					

- (1) 活動したことを証明する資料と活動箇所が確認できる資料を添付すること。
(2) 参加人数が10名未満の場合、従業員数の欄に当該活動時点の常用雇用労働者と短時間労働者の合計人数を記載すること。
(3) 入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。
(4) ボランティア活動を複数日で行った場合、参加実績は重複者を含んだ合計人数とする(延べ人数)。従業員数は当該活動時点のものとする。

○企業としてのハートフルしまねの参加実績

企業体	登録団体名		活動箇所	年度間延べ参加人数	従業員数
代表者 (第1グループ)	R6				
	R7				
構成員 (第2グループ)	R6				
	R7				
構成員 (第3グループ)	R6				
	R7				

- (1) 活動箇所が確認できる資料を添付すること。
(2) 参加人数が10名未満の場合、従業員数の欄に当該活動時点の常用雇用労働者と短時間労働者の合計人数を記載すること。
(3) 入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。
(4) 従業員数は当該活動時点のものとする。

(様式-13)

評価項目(4)-②

労働福祉関連の状況(b 障がい者雇用の実態)

企業体名:

b 障がい者雇用の実態

本様式もしくは「障がい者雇用の促進等に関する法律施行規則」第8条で定められた様式(障害者雇用状況報告書)を提出すること。

障害者雇用状況報告書で提出する場合、入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)の状況と相異なることを代表者名で証明すること。

特別共同企業体の代表者(第1グループ)の実績

〇〇建設

(a)	常用雇用労働者数(短時間労働者数を除く)		人
(b)	短時間労働者数(週20時間以上30時間未満)		人
(c)	法定雇用義務数の算出の基礎となる常用雇用労働者数 (下線部分は小数点以下切捨て) $(a) + (b) \times 0.5 - \{(a) + (b) \times 0.5\} \times (d) / 100 = (c)$		人
(d)	除外率		%
(e)	常用雇用労働者のうち障がい者数(小数第1位まで)		人
(f)	法定雇用義務数(小数点以下切捨て) $(c) \times 0.027 = (f)$		人

○ 個別の状況

	障がい等級等	雇用形態 (常用労働者・短時間労働者・特定短時間労働者)
1		
2		
3		
4		

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第2グループ)の実績

△△建設

(a)	常用雇用労働者数(短時間労働者数を除く)		人
(b)	短時間労働者数(週20時間以上30時間未満)		人
(c)	法定雇用義務数の算出の基礎となる常用雇用労働者数 (下線部分は小数点以下切捨て) $(a) + (b) \times 0.5 - \{(a) + (b) \times 0.5\} \times (d) / 100 = (c)$		人
(d)	除外率		%
(e)	常用雇用労働者のうち障がい者数(小数第1位まで)		人
(f)	法定雇用義務数(小数点以下切捨て) $(c) \times 0.027 = (f)$		人

○ 個別の状況

	障がい等級等	雇用形態 (常用労働者・短時間労働者・特定短時間労働者)
1		
2		
3		
4		

(様式-13)
評価項目(4)-②

労働福祉関連の状況(b 障がい者雇用の実態)

企業体名: _____

b 障がい者雇用の実態

本様式もしくは「障がい者雇用の促進等に関する法律施行規則」第8条で定められた様式(障害者雇用状況報告書)を提出すること。
障害者雇用状況報告書で提出する場合、入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)の状況と相異なることを代表者名で証明すること。

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第3グループ)の実績 □□建設

(a)	常用雇用労働者数(短時間労働者数を除く)		人
(b)	短時間労働者数(週20時間以上30時間未満)		人
(c)	法定雇用義務数の算出の基礎となる常用雇用労働者数 (下線部分は小数点以下切捨て) $(a) + (b) \times 0.5 - \{(a) + (b) \times 0.5\} \times (d) / 100 = (c)$		人
(d)	除外率		%
(e)	常用雇用労働者のうち障がい者数(小数第1位まで)		人
(f)	法定雇用義務数(小数点以下切捨て) $(c) \times 0.027 = (f)$		人

○ 個別の状況

	障がい等級等	雇用形態 (常用労働者・短時間労働者・特定短時間労働者)
1		
2		
3		
4		

- (1) 「(a)常用雇用労働者数」、「(b)短時間労働者数」、「(e)常用雇用労働者のうち障がい者数」欄は、障害者雇用率制度で定める「一般民間企業における雇用率設定基準」(厚生労働省)により算定した数とすること。(短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。重度身体障がい者・重度知的障がい者は、1人を2人としてカウント。ただし、短時間の重度身体障がい者、重度知的障がい者は1人としてカウント。等)
- (2) 「(f)法定雇用義務数」欄は、障がい者雇用の義務がある事業者のみ(R8年度から(c)常用雇用労働者37.5人以上)記入すること。
- (3) 「(f)法定雇用義務数」欄は、公共職業安定所に提出された「障がい者雇用状況報告書」の数字をそのまま記入するのではなく、報告後の移動や「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正内容を反映させて記入すること。

【法定雇用義務数の算定例】: 下線部分は小数点以下切捨てとする。
○常用雇用労働者数(短時間労働者を除く): 70人 短時間労働者数: 10名の場合
$$\{ 70 + 10 \times 0.5 - \underline{(70 + 10 \times 0.5) \times 10\%} \} \times 2.7\% = 1.82 \text{名} \Rightarrow 1 \text{名}$$

$$\{ \text{法定雇用義務数の算定の基礎となる常用雇用労働者数} \} \times (\text{法定雇用率}) = (\text{小数点以下切り捨て})$$

- (4) 入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)での状況について記載すること。
- (5) 「個別状況」の記入欄が足りない場合は欄を追加して記入すること。
- (6) 身体障がい者手帳等の写しは添付不要。
- (7) この様式は、構成員ごとに記入すること。

労働福祉関連の状況(c 育児・介護休業に関する制度)

企業体名：

c 育児・介護休業に関する制度(下記①、②のいずれかの取組みがある場合)

企業体	①「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(令和7年10月1日施行、以下「育児・介護休業法」という。)で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること	②こころカンパニー(しまね子育て応援企業)に認定されていること		
代表者 (第1グループ)		認定期間		まで
構成員 (第2グループ)		認定期間		まで
構成員 (第3グループ)		認定期間		まで

【①の場合】

- (1) 企業の育児・介護休業に関する制度の概要が分かる資料(就業規則等)のうち「育児・介護休業法」に関する部分を添付資料として提出すること。その際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。
- (2) 育児・介護休業に関する制度の内容を確認するため、必ず別紙「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。
- (3) 就業規則等は、原本と相異なることを代表者名で証明すること。
- (4) 添付資料については法定制度を超える内容を項目毎に明示すること。

【②の場合】

- (1) こころカンパニーについては、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。
- (2) こころカンパニーの認定で提出する場合は、①への入力は不要。

【共通事項】

- (1) 入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)での状況について記載すること。

育児・介護休業に関する制度 チェック表

育児・介護休業法(R7.10.1施行)対応版

企業体名:

【法定を超える内容チェック表1】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

- ★Q1～13の「はい」または「該当項目」に1つでも■がある場合、総合評価の加点対象となります。
★記載内容については、就業規則等により確認できるよう必ず該当条文を記入願います。

Q1 育児休業制度の対象となる子の上限年齢を、法定を超えた年齢までとしている。

はい ☐ (上限年齢 = 歳 か月まで) (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

〇法律では1歳まで、両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月まで、または、一定の事情がある場合は2歳までとされています。
〇一定の事情の有無に関わらず、2歳まで育児休業をとることができる場合は、法定を超える内容となります。

Q2 法定基準の制度とは別に、3歳未満の子を養育する従業員が利用できる以下の制度のうち、いずれか1つ以上の制度を定めている。

☐ ①短時間勤務制度(5時間45分から6時間以外の制度等)の実施 (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤事業所内保育施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)	☐ ⑥育児サービス費用を補助する制度 (ベビーシッターや保育施設の利用料補助等) (該当条文:)

①育児・介護休業法では、短時間勤務制度は、原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとなっているので、それ以外の短時間勤務制度の実施。

Q3 介護休業の取得可能期間を、法定を超える日数や回数としている。

はい ☐ (上限期間 = 以内) (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができますとしています。

Q4 要介護状態にある対象家族の介護を行う従業員が利用できる短時間勤務制度を除く以下の制度のうち、いくつかの制度を定めていますか。

☐ ①フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ②始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ③介護サービス費用を補助する制度 (ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等) (該当条文:)	
☐ ④その他これに準ずる制度() (該当条文:)	

Q5 Q4で定めているとした制度について、当てはまるものにチェックをしてください。(定めている制度のうち、一つでも当てはまる制度があればチェックをしてください。)

☐ ①介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で2回の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ②介護休業とは別に、利用開始から3年の間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ③介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ④その他 (該当条文:)

【法定を超える内容チェック表2】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q6 小学生以上の子を持つ従業員が利用できる以下の制度のうち、いくつかの制度がありますか。

☐ ①短時間勤務制度 (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤所定外労働をさせない制度 (該当条文:)	☐ ⑥事業所内託児施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)
☐ ⑦養育両立支援休暇の付与(子の看護等休暇を除く) (該当条文:)	

Q7 子の看護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①小学校4年生以上の子についても、別に子の看護休暇が取得できる。 (該当条文:)	☐ ②取得可能日数が、年5日(小学校3年生修了までの子が2人以上であれば年10日)を超える (該当条文:)
---	--

Q8 介護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①取得可能日数が、年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を超える。 (該当条文:)	☐ ②法で定める「対象家族」を超える範囲も対象。 (対象家族: 配偶者、父母・子・祖父母・兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母) (該当条文:)
---	--

Q9 子供が生まれる際の父親の休暇制度がある。

はい ☐ (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q10 前々年(度)に残った年次有給休暇の積立制度を設けている。

はい ☐ (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q11 妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある。

はい ☐ (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q12 次の制度等のうち、有給としているものが、いくつありますか。(一部支給でも可)

☐ ①産前産後休業(支給割合:) (該当条文:)	☐ ②育児時間 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ③育児休業 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ④介護休業 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑤子の看護休暇 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ⑥介護休暇 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑦独自の有給休暇制度 (休暇名:) (該当条文:)	

②「育児時間」: 出産後1歳未満の子どもを育てる女性から請求があった場合、1日2回それぞれ30分以上、育児のための時間を与えなければなりません。(労働基準法第67条)

【法定を超える内容チェック表3】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q13 その他、上記以外で育児・介護休業法の規定を超える取組の実施があれば、法律条文を記入、該当部分を下線明示した上で、就業規則等を記入、法律を超える内容を具体的に下線明示してください。

□	(育児・介護休業法)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○○ ○… ○○○○○○ <u>○○○○○○○○○○○○○○</u> …………… 【法定事項】法律条文記入(該当箇所の下線)
	(就業規則)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○○ ○… ○○○○○○ <u>○○○○○○○○○○○○○○</u> …………… 【法律を超える事項】就業規則等記入(該当箇所の下線)

★	総合評価(Q1～Q13) 加 算	NO !
---	------------------	------

★総合評価(Q1～Q13)加算欄が「OK！」となる場合でも、就業規則等の添付資料により上記記載内容が確認できなければ、総合評価方式の加算点を認めません。

育児・介護休業に関する制度 チェック表

育児・介護休業法(R7.10.1施行)対応版

企業体名:

【法定を超える内容チェック表1】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

- ★Q1～13の「はい」または「該当項目」に1つでも■がある場合、総合評価の加点対象となります。
★記載内容については、就業規則等により確認できるよう必ず該当条文を記入願います。

Q1 育児休業制度の対象となる子の上限年齢を、法定を超えた年齢までとしている。

はい ☐ (上限年齢 = 歳 か月まで) (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

○法律では1歳まで、両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月まで、または、一定の事情がある場合は2歳までとされています。
○一定の事情の有無に関わらず、2歳まで育児休業をとることができる場合は、法定を超える内容となります。

Q2 法定基準の制度とは別に、3歳未満の子を養育する従業員が利用できる以下の制度のうち、いずれか1つ以上の制度を定めている。

☐ ①短時間勤務制度(5時間45分から6時間以外の制度等)の実施 (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤事業所内保育施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)	☐ ⑥育児サービス費用を補助する制度 (ベビーシッターや保育施設の利用料補助等) (該当条文:)

①育児・介護休業法では、短時間勤務制度は、原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとなっているので、それ以外の短時間勤務制度の実施。

Q3 介護休業の取得可能期間を、法定を超える日数や回数としている。

はい ☐ (上限期間 = 以内) (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができますとしています。

Q4 要介護状態にある対象家族の介護を行う従業員が利用できる短時間勤務制度を除く以下の制度のうち、いくつかの制度を定めていますか。

☐ ①フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ②始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ③介護サービス費用を補助する制度 (ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等) (該当条文:)	
☐ ④その他これに準ずる制度() (該当条文:)	

Q5 Q4で定めているとした制度について、当てはまるものにチェックをしてください。(定めている制度のうち、一つでも当てはまる制度があればチェックをしてください。)

☐ ①介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で2回の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ②介護休業とは別に、利用開始から3年の間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ③介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ④その他 (該当条文:)

【法定を超える内容チェック表2】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q6 小学生以上の子を持つ従業員が利用できる以下の制度のうち、いくつかの制度がありますか。

☐ ①短時間勤務制度 (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤所定外労働をさせない制度 (該当条文:)	☐ ⑥事業所内託児施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)
☐ ⑦養育両立支援休暇の付与(子の看護等休暇を除く) (該当条文:)	

Q7 子の看護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①小学校4年生以上の子についても、別に子の看護休暇が取得できる。 (該当条文:)	☐ ②取得可能日数が、年5日(小学校3年生修了までの子が2人以上であれば年10日)を超える (該当条文:)
---	--

Q8 介護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①取得可能日数が、年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を超える。 (該当条文:)	☐ ②法で定める「対象家族」を超える範囲も対象。 (対象家族: 配偶者、父母・子・祖父母・兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母) (該当条文:)
---	--

Q9 子供が生まれる際の父親の休暇制度がある。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q10 前々年(度)に残った年次有給休暇の積立制度を設けている。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q11 妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q12 次の制度等のうち、有給としているものが、いくつありますか。(一部支給でも可)

☐ ①産前産後休業(支給割合:) (該当条文:)	☐ ②育児時間 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ③育児休業 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ④介護休業 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑤子の看護休暇 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ⑥介護休暇 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑦独自の有給休暇制度 (休暇名:) (該当条文:)	

②「育児時間」: 出産後1歳未満の子どもを育てる女性から請求があった場合、1日2回それぞれ30分以上、育児のための時間を与えなければなりません。(労働基準法第67条)

【法定を超える内容チェック表3】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q13 その他、上記以外で育児・介護休業法の規定を超える取組の実施があれば、法律条文を記入、該当部分を下線明示した上で、就業規則等を記入、法律を超える内容を具体的に下線明示してください。

□	(育児・介護休業法)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○○ ○… ○○○○○○ <u>○○○○○○○○○○○○○○</u> …………… 【法定事項】法律条文記入(該当箇所の下線)
	(就業規則)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○○ ○… ○○○○○○ <u>○○○○○○○○○○○○○○</u> ○○○○○○○○ …………… 【法律を超える事項】就業規則等記入(該当箇所の下線)

★	総合評価(Q1～Q13) 加 算	NO !
---	------------------	------

★総合評価(Q1～Q13)加算欄が「OK！」となる場合でも、就業規則等の添付資料により上記記載内容が確認できなければ、総合評価方式の加算点を認めません。

育児・介護休業に関する制度 チェック表

育児・介護休業法(R7.10.1施行)対応版

企業体名:

【法定を超える内容チェック表1】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

- ★Q1～13の「はい」または「該当項目」に1つでも■がある場合、総合評価の加点対象となります。
★ 記載内容については、就業規則等により確認できるよう必ず該当条文を記入願います。

Q1 育児休業制度の対象となる子の上限年齢を、法定を超えた年齢までとしている。

はい ☐ (上限年齢 = 歳 か月まで) (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

○法律では1歳まで、両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月まで、または、一定の事情がある場合は2歳までとされています。
○一定の事情の有無に関わらず、2歳まで育児休業をとることができる場合は、法定を超える内容となります。

Q2 法定基準の制度とは別に、3歳未満の子を養育する従業員が利用できる以下の制度のうち、いずれか1つ以上の制度を定めている。

☐ ①短時間勤務制度(5時間45分から6時間以外の制度等の実施) (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤事業所内保育施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)	☐ ⑥育児サービス費用を補助する制度 (ベビーシッターや保育施設の利用料補助等) (該当条文:)

①育児・介護休業法では、短時間勤務制度は、原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとなっているので、それ以外の短時間勤務制度の実施。

Q3 介護休業の取得可能期間を、法定を超える日数や回数としている。

はい ☐ (上限期間 = 以内) (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができますとしています。

Q4 要介護状態にある対象家族の介護を行う従業員が利用できる短時間勤務制度を除く以下の制度のうち、いくつかの制度を定めていますか。

☐ ①フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ②始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ③介護サービス費用を補助する制度 (ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等) (該当条文:)	
☐ ④その他これに準ずる制度() (該当条文:)	

Q5 Q4で定めているとした制度について、当てはまるものにチェックをしてください。(定めている制度のうち、一つでも当てはまる制度があればチェックをしてください。)

☐ ①介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で2回の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ②介護休業とは別に、利用開始から3年の間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ③介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ④その他 (該当条文:)

【法定を超える内容チェック表2】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q6 小学生以上の子を持つ従業員が利用できる以下の制度のうち、いくつかの制度がありますか。

☐ ①短時間勤務制度 (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤所定外労働をさせない制度 (該当条文:)	☐ ⑥事業所内託児施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)
☐ ⑦養育両立支援休暇の付与(子の看護等休暇を除く) (該当条文:)	

Q7 子の看護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①小学校4年生以上の子についても、別に子の看護休暇が取得できる。 (該当条文:)	☐ ②取得可能日数が、年5日(小学校3年生修了までの子が2人以上であれば年10日)を超える (該当条文:)
---	--

Q8 介護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①取得可能日数が、年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を超える。 (該当条文:)	☐ ②法で定める「対象家族」を超える範囲も対象。 (対象家族: 配偶者、父母・子・祖父母・兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母) (該当条文:)
---	--

Q9 子供が生まれる際の父親の休暇制度がある。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ ()
--	-------------------------------------

Q10 前々年(度)に残った年次有給休暇の積立制度を設けている。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ ()
--	-------------------------------------

Q11 妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ ()
--	-------------------------------------

Q12 次の制度等のうち、有給としているものが、いくつありますか。(一部支給でも可)

☐ ①産前産後休業(支給割合:) (該当条文:)	☐ ②育児時間 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ③育児休業 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ④介護休業 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑤子の看護休暇 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ⑥介護休暇 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑦独自の有給休暇制度 (休暇名:) (該当条文:)	

②「育児時間」: 出産後1歳未満の子どもを育てる女性から請求があった場合、1日2回それぞれ30分以上、育児のための時間を与えなければなりません。(労働基準法第67条)

⑦独自の有給休暇制度の例: 生理休暇、妊婦検診のための休暇、家族記念日休暇、バースディ休暇など(本人の結婚、妻の出産、忌引きによる休暇を除く)

【法定を超える内容チェック表3】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q13 その他、上記以外で育児・介護休業法の規定を超える取組の実施があれば、法律条文を記入、該当部分を下線明示した上で、就業規則等を記入、法律を超える内容を具体的に下線明示してください。

□	(育児・介護休業法)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 【法定事項】法律条文記入(該当箇所の下線)
	(就業規則)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 【法律を超える事項】就業規則等記入(該当箇所の下線)

★	総合評価(Q1～Q13) 加 算	NO !
---	------------------	------

★総合評価(Q1～Q13)加算欄が「OK！」となる場合でも、就業規則等の添付資料により上記記載内容が確認できなければ、総合評価方式の加算点を認めません。

(様式-16)
評価項目(4)-③

若手技術者・若手従業員の新規雇用

企業体名:

対象: 令和6年4月1日以降に、若手技術者・若手従業員(30歳未満の者)の1人以上の新規雇用があること。

ただし、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

○若手技術者・若手従業員の新規雇用があれば、下表を記載すること。

特別共同企業体の代表者(第1グループ)の実績

〇〇建設

新規雇用の内容	新規雇用①	新規雇用②
新規雇用した若手技術者・若手従業員の氏名		
生年月日		
新規雇用年月日		
新規雇用時の年齢	-	-
(a).建設業法第7条第1項第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)を卒業した者等。 なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種毎の区分はない。 または、旧建設業法施行令第36条第1項第1号及び第2号並びに旧令第37条第2項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号イ(1)で定める学校の施工技術検定規則第2条に定める学科を修めた者等。		
(b).当該工事種別に該当する建設業法第7条第1項第2号ハに示す資格を有する者		
(c).上記(a)、(b)以外の若手従業員		

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第2グループ)の実績

△△建設

新規雇用の内容	新規雇用①	新規雇用②
新規雇用した若手技術者の氏名		
生年月日		
新規雇用年月日		
新規雇用時の年齢	-	-
(a).建設業法第7条第1項第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)を卒業した者等。 なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種毎の区分はない。 または、旧建設業法施行令第36条第1項第1号及び第2号並びに旧令第37条第2項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号イ(1)で定める学校の施工技術検定規則第2条に定める学科を修めた者等。		
(b).当該工事種別に該当する建設業法第7条第1項第2号ハに示す資格を有する者		
(c).上記(a)、(b)以外の若手従業員		

特別共同企業体の代表者以外の構成員(第3グループ)の実績

□□建設

新規雇用の内容	新規雇用①	新規雇用②
新規雇用した若手技術者の氏名		
生年月日		
新規雇用年月日		
新規雇用時の年齢	-	-
(a).建設業法第7条第1項第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)を卒業した者等。 なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種毎の区分はない。 または、旧建設業法施行令第36条第1項第1号及び第2号並びに旧令第37条第2項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号イ(1)で定める学校の施工技術検定規則第2条に定める学科を修めた者等。		
(b).当該工事種別に該当する建設業法第7条第1項第2号ハに示す資格を有する者		
(c).上記(a)、(b)以外の若手従業員		

- (1) 新規雇用した日における年齢が30歳以下である者を記載すること。
- (2) 新規雇用した日及び直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。
- (3) (a)に該当する場合、指定学校・学科を卒業したことがわかる証明書の写しを添付すること。
(学科名だけでは判断できない学科の場合は専攻等まで記載のある証明書とすること。)
- (4) (b)に該当する場合、資格者証の写しを添付すること。
- (5) 入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)での状況について記載すること。

※ 雇用関係確認書類

- (1) 所属会社の雇用証明書(参考様式HP掲載)
- (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)及び監理技術者資格者証
- (3) その他上記に準ずる資料(所属会社名及び3ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの
(2つの書類を提出しても可)に限る)

○詳細は島根県土木部土木総務課建設産業対策室ホームページ参照

URL: https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/jyoukinseikakuninsiryou.html

島根県地震被災建築物応急危険度判定士の登録

企業体名:

	登録者氏名	最新登録(更新)年月日	交付番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

- (1) 各登録者の『応急危険度判定士登録証』の写し(表裏共)を添付すること。
- (2) 各登録者の雇用関係が証明できる書類を添付すること。
- (3) 27名以上登録している場合は、代表者27名について記入すること。
- (4) 入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)での状況について記載すること。

※ 雇用関係を確認できる資料(例)

監理技術者資格者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書等

島根県被災住宅応急復旧相談員の登録

企業体名:

島根県建築住宅施策推進協議会 会員団体への所属		第1グループ	第2グループ	第3グループ
登録者氏名		有効期限(年月日)		登録番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

- (1) 各登録者の「応急復旧相談員証」の写し(表)を添付すること。
(2) 各登録者の雇用関係が証明できる書類の写しを添付すること。
(3) 18名以上登録している場合は、代表者18名について記入すること。
(4) 入札公告日前日時点(令和8年10月14日時点)での状況について記載すること。

※ 雇用関係を確認できる資料(例)

監理技術者資格者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書等